

令和4年2月2日

保護者 各位

豊見城市教育委員会
教育長 瀬長 盛光
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る対応の再確認と変更について（お知らせ）

時下、平素より本市の感染症対策へのご理解とご協力に感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大を受け、沖縄県教育委員会の新型コロナウイルス感染症に係る対応が一部変更になりました。各家庭におかれましては、下記の内容確認をよろしく願います。

記

1. 児童生徒の感染が疑われる症状がある場合について【再掲載】

同居家族に「風邪症状がある」、「発熱等の風邪症状があり検査を受けている」場合は児童生徒等に発熱等の風邪症状がなくても出席停止となる。【感染レベル2以上】

※1/27現在、豊見城市は「県立学校における地域の感染レベル」に準じてレベル3です。

2. 学校PCRにおいて児童生徒が濃厚接触者又は接触者に特定された場合【変更】

(1) 学校PCRにおいて濃厚接触者に特定された場合の出席停止措置期間について
感染者との最終接触日の翌日から7日間(8日目から登校)とする。

※学校PCRにおいて濃厚接触者を特定した場合、措置期間の判断は学校で行なう。

(2) 学校PCRにおいて接触者に特定された場合の出席停止と学級閉鎖の措置期間について

感染者との最終接触日の翌日から5日間とする。

(3) 学校・保育PCRについて

濃厚接触者のみの検査を実施。接触者は検査しない。

4. 保健所において児童生徒が濃厚接触者に特定された場合【変更】

保健所において濃厚接触者に特定された場合の出席停止措置期間について
感染者との最終接触日の翌日から7日間(8日目から登校)とする。

※保健所において濃厚接触者に特定された場合、措置期間の判断は保健所で行なう。
措置期間については保健所に確認を行なうよう願います。

4. 各機関連絡先

○「県電話相談窓口コールセンター」24時間対応 土日・祝日も実施

098-866-2129

○「南部保健所」

098-889-6591